

紫波斎苑かたくりの丘指定管理者管理運営業務募集要項

1 件名

紫波斎苑かたくりの丘指定管理者管理運営業務

2 目的

民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより利用者の満足度を上げ、利用者に対するサービスの向上を図る。

また、民間事業者を複数の候補の中から最も経費を削減できるものを選択することとし、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、施設管理業務の効率化、管理経費の合理化を図ることを目的とする。

3 施設の概要

(1) 名称及び所在地

紫波斎苑かたくりの丘 岩手県紫波郡紫波町星山字杉田 34 番地 6

(2) 施設の概要

① 位置

岩手県紫波郡紫波町星山字杉田 32-1、34-1、34-4、34-5、34-6、34-7、35-1、35-2、38-2、141-7、141-13、141-18、141-19、141-20、192、193

② 面積

ア 全体面積（用地面積）：27,388 m²

イ 敷地面積（業務範囲）：12,377 m²

ウ 建築面積：1066.86 m²

エ 延べ床面積：1085.35 m²

1 階面積：952.85 m²

2 階面積：132.50 m²

駐車台数：154 台

オ 主要室面積

室名	室数	面積（m ² ）	天井高（mm）	備考
告別室・炉前ホール	1	150.00	5,700	最大 250 名を想定
エントランスホール・ロビー	1	317.98	3,200～勾配	
待合室	2	133.92	3,500	洋室、和洋室を併設
収骨室	1	23.00	3,550	
動物炉待合室	1	17.55	2,500	
動物炉収骨室	1	10.50	2,500	
事務室	1	23.40	2,500	
炉機械室	1	246.95	直天	1 階 2 階合計
監視室	1	14.40	2,500	

休憩室	1	11.70	2,350	畳敷き和室
残骨灰室	1	10.73	直天	
倉庫	2	18.20	2,500	外部用、内部用
トイレ	4	29.32	2,500	多目的、男女、動物炉

(3) 休館日

- ① 毎月第2水曜日
- ② 1月1日及び8月16日

(4) 火葬時刻

- ①火葬炉 午前10時、午前11時及び午後2時
(火入れ時刻 午前10時20分、午前11時20分、午後2時20分)
- ②動物炉 午前9時及び午後2時30分

4 業務の範囲及び具体的内容

- (1) 指定管理者が行う業務は次のとおりとし、具体的内容は別添「紫波斎苑かたくりの丘 指定管理者管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。
- (2) 対象外の業務
 - ① 大規模修繕
 - ② 行政財産の目的外使用許可(自動販売機の設置など)

5 管理に要する経費

(1) 利用料金に関する事項

動物炉の使用料については、指定管理者が徴収して速やかに町に納付すること。使用料は飼い主が町内者の場合は15,000円、飼い主が町外者の場合は20,000円とする。

(2) 指定管理料

各年度の予算の範囲内で、町と指定管理者が締結する協定書によって定める。

(3) 施設賠償保険等

本業務の実施に際して、施設賠償責任保険については、本町が加入している「全国町村会総合賠償補償保険」が適用されます。補償内容(令和6年11月1日現在)は下記のとおり。

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億5,000万円
		1事故につき	15億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

6 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

7 参加資格要件

- (1) 募集開始日に令和6・7年度入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 団体であり、団体又は代表者が次の項目に該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中である者
 - ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本町又はその他の地方公共団体から、2年以内に指定の取消を受けたことがある
 - ④ 最近3年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納している
 - ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ⑥ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体
 - ⑦ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人その他の団体
 - ⑧ 財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となる恐れがある

8 指定管理者指定にかかるスケジュール

令和6年12月12日から令和7年1月17日まで：公告、町HP掲載
令和6年12月12日から令和6年12月25日まで：募集にかかる問い合わせ
令和7年1月6日：申請書類等の受付
令和7年1月17日：申請受付終了
令和7年1月27日（予定）：指定管理者審査委員会での審査
令和7年1月下旬：申請者全員に結果通知
令和7年1月下旬から3月：指定管理者の指定
(紫波町施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、議会の議決を経て指定管理者が指定されます。)
令和7年3月：協定の締結
令和7年4月1日：施設管理開始

9 申請書類の提出期限に関すること

- (1) 申請書類等の受付
 - ① 申請期間
令和7年1月6日（月）から1月17日（金）
平日午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

② 申請場所

紫波町役場 産業部環境課生活環境係

10 質疑、現地確認等に関すること

質問書により、令和6年12月12日（木）から令和6年12月25日（水）までの間に

担当課にEメールによる問い合わせる方法とする。

メールアドレス：kankyo@town.shiwa.iwate.jp

質問に対する回答は、令和6年12月27日（金）までに紫波町ホームページに掲載する。

11 申請の際に提出すべき書類一覧、プレゼンテーションの実施に関すること

提出書類		様式
(1) 指定管理者指定申請書		様式1
(2) 申請者に関する書類		
① 団体概要		任意様式
② 定款、寄附行為、規則		任意様式
③ 活動（事業）実績書		様式2
④ 法人の登記簿謄本（全部事項証明書） ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの		
⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近1年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税の納付証明書又は税の未納がないことを証明できる書類		
⑥ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近3年間の財務諸表		任意様式
⑦ 法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類		任意様式
⑧ 指定管理者指定申請誓約書		様式3
(3) 業務に関する書類		
① 事業計画書 ※【8管理経費等計画】における③外部委託料については、委託する予定の業務名ごとにその費用を記載のこと。 なお、【8管理経費等計画】の費用項目には別記1「仕様書」の8（1）の燃料費等は含めないこと。		様式4

※ 提出部数はすべて1部とする。

申請者に対して、プレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリング（提案約15分、質疑約10分）を実施する。

12 選定基準

応募者から提出された書類により、以下の項目について審査を行います。(200 点満点)

1 町民の平等な利用が確保できるものであること。(20 点)		
指定管理者としての適性		
① 法令を遵守し、公平性を維持する考え方と方策を持っているか	10 点	
② 利用者ニーズに対応できる体制となっているか	10 点	
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること (110 点)		
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み		
① 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っているか	10 点	
② 施設の設置目的を効果的、効率的に達成できる事業計画が提案されているか	10 点	
(2) サービス向上に向けた取組み		
① サービス向上のための具体的提案	10 点	
② 独自性、独創性、実現性	10 点	
③ 管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結び付ける方策が取られているか	10 点	
(3) 指定管理業務に係る経費の効率化・経済的な取り組み		
① 経費の縮減をするための提案がされているか	20 点	
② 効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか	10 点	
③ 管理運営に支障が生じない範囲で、現実的な経費の見積りがなされているか	10 点	
(4) 収支計画の取組み		
① 収支計画は適正か	10 点	
② 収支計画が実現可能か	10 点	
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (70 点)		
(1) 管理運営体制		
① 経営が安定しており、施設管理を継続的、安定的に行う能力を有しているか	10 点	
② 施設及び類似施設の管理運営に実績があるか	10 点	
③ 施設の安全管理への配慮が具体的になっているか	10 点	
④ 緊急時の対応など危機管理体制が講じられているか	10 点	
(2) 職員体制		
① 施設の管理を行うにあたり適切な人員配置がなされているか	10 点	
② 職員の教育・研修の実施など資質向上の提案がなされているか	10 点	
(3) 情報セキュリティ		

	情報公開、情報セキュリティ体制及び個人情報保護条例への対応について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がされているか	10 点
--	--	------

13 協定の締結に関すること

実際の管理にあたっては、町と指定管理者は以下の内容等について協定を締結する。協定は指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定を締結する。

(1) 基本協定

- ・協定期間
- ・業務の範囲など

(2) 年度協定

- ・趣旨
- ・指定管理料の額
- ・指定管理料の支払いなど

14 問い合わせ、提出書類先

紫波町役場 産業部環境課生活環境係

TEL : 019-672-2111 (内線 2252)

メールアドレス : kankyo@town.shiwa.iwate.jp

担当 : 岩間、藤戸